

○厚生労働省令第七十三号
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

医療法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第一（第一条の二の二関係） 第一（略） 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1)～(7)（略）	別表第一（第一条の二の二関係） 第一（略） 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1)～(7)（略）

(新設)	
(8) 14	(略)
口 診療所	
(1) (7)	(略)
(新設)	
(新設)	
(8) 14	(略)
ハ 歯科診療所	
(1) (3)	(略)
(新設)	
(新設)	
(4) (6)	(略)
二 (略)	
第三 医療の実績、結果等に関する事項	
一 医療の実績、結果等に関する事項	
イ 病院	
(1) ・ (2)	(略)
(3) 法令上の義務以外の医療安全対策	
(i) (iv)	(略)
(新設)	

(vi) 他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無 (4) 〓 (14) (略) 口 診療所 (1) ・ (2) (略) (3) 法令上の義務以外の医療安全対策 (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無 (ii) 医療安全管理者の配置の有無 (iii) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無 (iv) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無 (4) 〓 (11) (略) ハ 歯科診療所 (1) (略) (2) 法令上の義務以外の医療安全対策 (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無 (ii) 医療安全管理者の配置の有無 (iii) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無 (3) 〓 (6) (略) ニ 助産所 (1) (略) (2) 法令上の義務以外の医療安全対策 (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無 (ii) 医療安全管理者の配置の有無 (iii) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無 (3) 〓 (5) (略) 第四 (略)	(新設) (4) 〓 (14) (略) 口 診療所 (1) ・ (2) (略) (3) 法令上の義務以外の医療安全対策 (新設) (i) (新設) (略) (新設) (4) 〓 (11) (略) ハ 歯科診療所 (1) (新設) (略) (2) 法令上の義務以外の医療安全対策 (新設) (i) (新設) (略) (新設) (4) 〓 (5) (略) ニ 助産所 (1) (新設) (略) (2) 法令上の義務以外の医療安全対策 (新設) (i) (新設) (略) (ii) (新設) (略) (iii) (新設) (略) (3) 〓 (4) (略) 第四 (略)
---	---

附則
この省令は、令和五年五月一日から施行する。